

<賃貸入居申込・ご契約についてのご案内>

お申込について

添付資料 ①入居申込書・②賃貸保証委託申込書（法人用）

の2点をご記入いただきまして、③法人の登記簿謄本（発行3ヶ月未満）・④会社概要（あれば可）を添えてご返送ください。

■注意事項

①「入居申込書」は「賃貸保証委託申込書」は「弊社におけるお客様の個人情報の取扱いについて」をご確認のうえ、お申込みされるご本人様をご記入、ご署名、ご捺印ください。

②原則、内見前のお申込みは受け付けできません。

（リフォーム中、現入居者がいる場合等で内見できない場合は内見可能日をご案内します。）

③駐輪場・バイク置き場・駐車場をご希望の場合は必ず事前にご相談ください。

空き状況によってはご希望に添えない場合もございます。

④原則、当社指定の保証会社への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。※1

ただし、別途連帯保証人をお願いする場合があります。

⑤原則、当社指定の火災保険への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。※2

⑥原則、ホームマイスター24への加入を賃貸借契約の条件とさせていただきます。

（2年間16,500円）

⑦鍵の交換をご希望の場合は、申込時に担当者までお申し付けください。

ただし、貸主様の承諾が得られない場合、お断わりさせていただくこともあります。

尚、鍵の交換費用は、申込人様の負担となります。

※1 保証会社について

<日本賃貸保証株式会社> 商品名：TorioN50

保証料：初年度：賃料総額の50%（契約時）

2年目以降：12,000円/年 ※入居後1年毎です。

※毎月の引落には330円の自動振替手数料が掛かります。

※2 賃貸の保険について

<株式会社F I S> 商品名：「賃貸のほけん・ワイド」

保険料：2年：20,000円（更新毎に必要となります。）

補償内容については別途資料をご参照ください。

<お問い合わせ先>

レアル・バリュー株式会社

豊島区目白3-5-6

電話：03-5982-8605

F A X：03-5982-8192

担当 進（しん）



# 入居申込書

物件所在地		物件名		号室
-------	--	-----	--	----

費用	賃料	月額	円	礼金	( 月分)	円	保険料	円	
	共益費	月額	円	敷金	( 月分)	円			
	駐車場	月額	円	仲介料	(消費税込)	円			
契約予定日	令和	年	月	日	入居予定日	令和	年	月	日

申込書	氏名	フリガナ	住所	〒				
		男・女	印	Tel	( )			
	S・H	年	月	日生(才)	携帯	( )		
勤務先	名称			所在	〒			
	業種			所属		役職		
	年収	万円	社員数	人	上場の有無	有・無	設立	S・H 年
入居者	氏名	フリガナ	住所	〒				
		男・女	性別	続柄	職業			
		男・女						
		男・女						
		男・女						
連帯保証人	氏名	フリガナ	住所	〒	申込人との関係			
		男・女		Tel	( )			
	S・H	年	月	日生(才)				
勤務先	名称			所在	〒			
	業種			役職	勤続年数			年
	年収	万円	社員数	人	上場の有無	有・無	設立	S・H 年

提出書類	1. 申込人	(1) 身分証明書	(3) 収入証明書 (源泉徴収票又は納税証明書)
		(2) 健康保険証	(4) 住民票
		<b>※審査状況に応じて必要書類が増減することがございます。</b>	
	2. 連帯保証人	(1) 印鑑証明書	(2) 連帯保証人引受承諾書
注意事項	1. 申込内容につきましては、勤務先や連帯保証人に確認させて頂く場合があります。		
	2. 借主の審査の結果お断りする場合には、審査の内容や理由は明らかにしません。		
	3. 申込内容に事実と相違することが判明した場合、お断りする場合があります。		

標記内容に相違なく入居申込みを致します。なお、上記注意事項を了承の上、貸主の審査の結果お断りされた場合には一切の異議の申し立てを致しません。

令和 年 月 日

貸主 殿

申込人

印

FAX送信先：審査部門  
03-5620-2910



私(お申込者)は、別に定める「個人情報取得・利用・提供等に関する事項」及び「契約条件(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。  
本件内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

トイオン 貸貸保証委託申込書(法人用)

お客様のお申し込み  
会社名(フリガナ) 日本貸貸保証株式会社  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-11-21

1枚目 申込書(法人様控)

会社名 フリガナ トイオン	契約書にご捺印ください。	業種 主たる業務内容
代表者名 フリガナ	電話番号 フリガナ	電話番号
所在地 フリガナ	FAX番号	FAX番号
支店 フリガナ	所属	役職
電話番号	電話番号	電話番号
FAX番号	FAX番号	FAX番号
設立	西暦	西暦
資本金 万円	年商 万円	従業員数 人
取引銀行 取引先	主要取引先	人 上場 <input type="checkbox"/> 非上場 <input type="checkbox"/>
転居理由		年 月 日

お名前 フリガナ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 西暦	年 月 日	国籍	国籍
住所 フリガナ	お住まい 家族	お住まい 家族	お住まい 家族	お住まい 家族	お住まい 家族
居住年数 年	収入 万円	家族構成 <input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 同居(家族別居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供あり			

フリガナ	お名前	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 西暦	年 月 日	年齢	携帯電話・自宅電話
フリガナ						

※ゆうちよ銀行又はゆうちよ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

代理店名 リバーリー株式会社	担当者 氏名
電話番号 03-5982-8191	(管理ソフト) 番番番号
FAX番号 03-5982-8192	保証番号
代理店 コード 13A - G83843	

契約年数 (更新)	年毎	初回保証料率 (毎月支払総額×)	%	初回保証料 金額	円
住居用【1年契約】初回50%(最低保証料25,000円) 更新10,000円/毎年					
事業用【2年契約】初回100%(最低保証料50,000円) 更新50%(最低保証料25,000円)					
事業用【3年契約】初回150%(最低保証料75,000円) 更新75%(最低保証料37,500円)					

物件用途 フリガナ	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他	所在地 フリガナ	物件名称 フリガナ	字番
敷金	円	礼金	円	
保証金	円	家賃	円	
敷引	円	管理費	円	
	円	共益費	円	
	円	駐車場	円	
	円	その他	円	
	円	毎月支払 総額※	円	

※右記毎月支払総額の外に、別途集送金手数料がかかります。  
※毎月の約定日(毎月27日(土日・祝日は翌営業日))に引落ができればの場合、再請求事務手数料300円(税別)がかかります。  
※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただけます。

審査確認専用  
ダイヤル  
0120-182-561

日本貸貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4



## 個人情報の取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じて提出頂くこととなります。  
下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

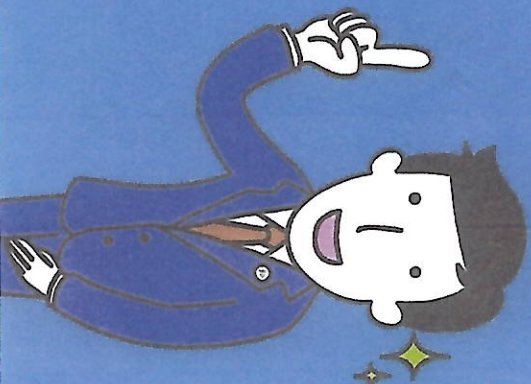
- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を募集すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく債務を提供すること
  - 2 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
  - 3 1、2の目的を達成するために必要範囲内で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅建建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士の他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること  
なお、契約の相手方募集のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。  
(1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。  
(2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含み、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅建建物取引業者や公的機関に電子データや紙媒体で提供することなどの宅建建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。
- ・ 提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
  - ・ 提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
  - ・ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。
- 4 上記1及び2の義務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
  - 5 お客様からのお問い合わせに応じるため及び目的を達成するために必要に応じて保存すること
  - 6 宅建建物取引業法第49条に基づき整理として及びその資料として保存すること
  - 7 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと  
なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することとなります。  
提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含み、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
- ・ 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
  - ・ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。
- 8 市場動向分析を行うこと

※その他利用目的がある場合には、空欄にご記入下さい

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等やサイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査チェックリスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公園、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の個別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅建建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅建建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに、宅建建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅建建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退居時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関する代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅建建物取引士が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主に知らせ、支払をうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
修繕費負担額合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

## 支店一覧

# 皆様の賃貸生活を 安心・信頼サポート JIDの賃貸保証システム

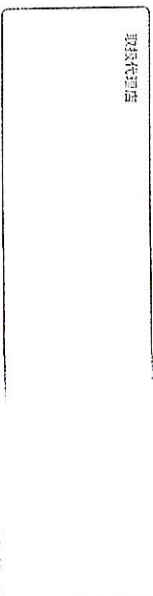


日本の賃貸を、日本のために  
JID 日本賃貸保証株式会社

- 札幌支店 〒065-0841 北海道札幌市東区北一条丁目1番15号  
仙台支店 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町丁目番31号 山口ビル  
茨城支店 〒300-0037 茨城県土浦市常磐1丁目8番14号 関鉄土浦ビル  
栃木支店 〒321-0953 栃木県宇都宮市常盤町1丁目6番12号 ヒューマンセンター常盤  
群馬支店 〒370-0052 群馬県高崎高崎町16番2号 高崎ビル西側入口  
さいたま支店 〒330-0082 埼玉県さいたま市浦和区南1丁目12番11号 カサヤビル  
越谷支店 〒343-0945 埼玉県越谷市南越谷1-17-2 毎日ビル南館1F北  
川越支店 〒330-1123 埼玉県川越市南越谷1丁目16番2号 川越ビル北  
千葉北支店 〒277-0005 千葉県船橋市江田1番17号 日本倉庫ビル  
千葉中央支店 〒260-0027 千葉県千葉市中央区新大塚1041 104ビル南館1F  
水戸支店 〒292-0119 千葉県水戸市常盤町1丁目1番11号 新館1F  
東京中央支店 〒102-0072 東京都千代田区千代田1-1-1 丸の内線丸の内駅ビル  
東京南支店 〒140-0013 東京都目黒区目黒1丁目1番1号 adobeビル  
東京西支店 〒167-0031 東京都西三河郡豊田町1-1-1 豊田ビル  
立川支店 〒190-0012 東京都立川市中央1丁目1番1号 190ビル  
横浜支店 〒221-0825 神奈川県横浜市中区磯子1丁目17番1号 190ビル  
相模原支店 〒252-0703 神奈川県相模原市南区相模原1丁目1番1号 190ビル  
海南支店 〒251-0052 静岡県海南市東町1番50番1号 カニエビル  
静岡支店 〒420-0357 静岡県静岡市東区静岡1番10号 第一ビル静岡ビル  
長野支店 〒390-0811 長野県松本市中央1丁目17番1号 松本ビル  
名古屋支店 〒460-0803 愛知県名古屋市中区錦2丁目1番13号 錦ビル  
北陸支店 〒920-0022 石川県金沢市北条3丁目6番6号 北条ビル  
京都支店 〒604-8152 京都府京都市中京区西陣南1丁目1番1号 西陣ビル  
大阪支店 〒550-0014 大阪府大阪市北区東長崎1番19号 東長崎ビル  
神戸支店 〒650-0032 兵庫県神戸市東灘区東灘1丁目10番1号 190ビル  
岡山支店 〒706-0821 岡山県岡山市北区中山1丁目10番1号 中山ビル  
広島支店 〒730-0011 広島県広島市布衣町1番2番3号 COビル南館1F  
福岡支店 〒810-0073 福岡県福岡市中央区天神2丁目1番1号 天神ビル  
大分支店 〒870-0029 大分県大分市南河原2番50号 OANNビル

当社に対するご質問、ご要望などございましたら、  
お気軽に窓口またはホームページからお問い合わせください。  
お問い合わせ先  
JID 日本賃貸保証株式会社  
〒292-0819 千葉県木更津市北野6-11-11 南館1F  
TEL.03-4232-8080 FAX.0438-36-8065  
<http://jid-net.co.jp/>

取扱代理店



JID 日本賃貸保証株式会社  
〒292-0819 千葉県木更津市北野6-11-11 南館1F  
TEL.03-4232-8080 FAX.0438-36-8065

## 【賃貸保証システム】

# JIDが賃貸保証を通じて 安心と信頼をサポート 快適な賃貸生活を実現

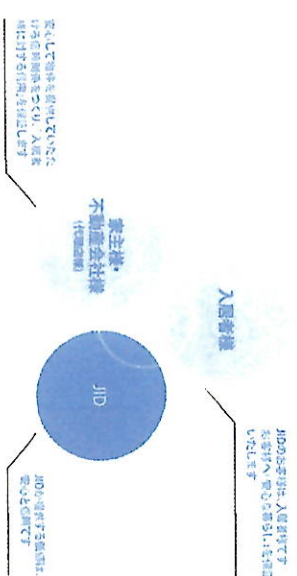
賃貸保証システムは、賃貸借契約に必要な「連帯保証人」を、個人に代わり第三者機関であるJIDがお引き受けるシステムです。  
万一、賃料のお支払いが遅れた場合でも、支払いコンプライアンスによるトラブルをさせていただき、オーナー様とのより良い関係を、入居者様と共に築いてまいります。

## 入居のハードルをなくします。

入居者様は、JIDの賃貸保証を通じて、国籍や職業、性別、年齢で差別を受けることなく、また、保証人となるご親族等がいないに問わず、ご自身の責任の範囲でシステムにお部屋を借りることが出来ます。

## JIDと賃貸保証制度。

賃貸保証制度は、平成7年に、JIDがはじめた立ち上げた制度です。  
連帯保証人の有無によって住居に困る人を無くし、かつ、家主様・不動産管理会社様からトラブルなく事業を運営できる環境を目指して創設しました。豊富な実績とノウハウにより、業界トップクラスのシェアを持つ、賃貸保証のリーディングカンパニーです。





# お申込み＆手続き簡単。JIDの賃貸保証商品

お申込みからご契約までを、以下の流れで行います。

## STEP 1 お申込み

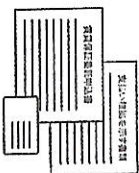
○賃貸保証委託申込書

○本人確認書類

○支払い根拠を示す書類

※申請内容により提出いただく場合があります。

上記の書類に必要事項をご記入の上、お申込時にご提出ください。



## STEP 2 審査

お申込内容に基づき、JID審査部門にて簡単な審査をさせていただきます。審査結果は、不動産会社様を通じてお知らせいたします。

○審査の結果で勤務形態・審査通過後、フリーダイヤル番号(0120)からご連絡させていただきます。  
○審査の判断理由がある場合はお問い合わせしません。あらかじめご了承ください。



## STEP 3 ご契約

賃貸保証委託契約書（必要に応じて口座振替依頼書）に必要な事項をご記入・ご捺印いただき、初回保証料をお支払いいただけます。  
賃貸保証委託契約書と初回保証料のご入金が確認でき次第、保証サービス開始となります。



### ▶ お申込みの条件

- 適正に賃料をお支払いいただける方
- 申込内容に問題（虚偽記載等）のない方
- 当社指定書類をご提出いただける方

### ▶ 保証対象となる契約（物件）

日本国内に所在する建物の賃貸借契約（同物件に付随する駐車場も含む）のうち、用途が居住・店舗・事務所である物件が対象となります。但し、商品によっては、ご利用いただけない事業用物件もございます。

- 賃料等が30万円を超える物件及び、上記に該当しない工号・倉庫等に關しましては、別途ご相談ください。
- 賃料・管理費・共益費・修繕費等の賃貸借契約に關する賃料等の合算額が保証対象となります。

フリーダイヤル番号(0120)より申込内容確認のご連絡をさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願いたします。

### ▶ 本人確認書類

「本人を証明する書類または社会保険を証明する書類」を下記よりお選びいただきます。【支払い根拠を示す書類】については、ご提出いただく場合は、お問い合わせください。

本人を証明する書類		支払いの根拠を示す書類	
個人	A 運転免許証 B 印鑑証明書 C 健康保険証 D ハスポート E 住居カード F マイナンバーカード <small>E・Fはマイナンバーカードの写し提出してください。</small>	納税所得者 <small>(確定申告書の提出)</small>	標準所得票 給与明細 預貯金通簿
	G 外国人登録証明書 <small>（在留カードの提出を推奨）</small> H 在留カード	自営業者 会社役員者 求職者・通称者 無職 学生・外国留学者 新卒期求職者	所得税の確定申告書 委任状通知書 年金支払通知書 保証済通知書 預貯金通簿 預貯金通簿 預貯金通簿
法人	I 商標登録簿 <small>(商標登録簿の写しを提出してください)</small> J 公証人捺印のある定款 <small>(公証人捺印のある定款の写しを提出してください)</small>	取締役人 新設法人	打掛計算書 貸借対照表 法人経費定額申告書
	K 保証委託書の写し L 保証委託書の写し M 保証委託書の写し N 保証委託書の写し	親補佐人 親補佐人	預貯金通簿 法人代表者の事業資金が確認できる出項

この保証商品は、JIDの保証サービスを利用するにあたり、必ずご契約の不動産会社様へお申込みいただき、ご契約の不動産会社様からご依頼いただく必要があります。

この保証商品は、保証料が、保証期間中に発生する保証料の総額に上乗せさせていただきます。保証料は、保証期間中に発生する保証料の総額に上乗せさせていただきます。

この保証商品は、保証料が、保証期間中に発生する保証料の総額に上乗せさせていただきます。保証料は、保証期間中に発生する保証料の総額に上乗せさせていただきます。





# 家財保険の保険金額の目安は？



所有する生活家財の価額より**保険金額**が低い場合

大きな被害に遭った場合などに、生活再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。生活家財保険は、保険金額が自身(同居者を含む)の所有する生活家財の価額と見合ったものに加えることが大切です。



## 生活家財って何？

**この保険の対象となる生活家財の例**  
家財とは下記のような生活関連の動産全般を指します。



保険の対象にならない生活家財の例

30万円以上の貴金属や絵画、書画、骨董 コンタクトレンズ、メガネ

## 地球環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

インターネットによるご契約内容の確認方法

**1 「お客さま専用ページ」にアクセス**

弊社ホームページ(<http://www.flex-ins.co.jp>)より「お客さま専用ページ」を開きます。

**2 「お客さま専用ページ」にログイン**

後日ご郵送させていただいた「引受通知書」に記載のID/パスワードを入力します。

**3 契約内容の確認**

契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

ご利用の際はご利用のうえ、手帳を大切にしてください。上記の系図は例です。詳しくは弊社ホームページの案内をご覧ください。

当社の保険は、「補償範囲型」の商品となっております。  
お申込手続きは、お客様ご自身で行っていただく必要があります。  
なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。  
よって、本保険に属するご質問などは法律上、一切行うことができません。  
ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

## お申込みは今すぐ同封の申込書で！

**1 同封の申込書に必要事項をご記入ください。**



補償内容をご確認のうえ、申込書記入例をご参考に必要事項をご記入ください。

**2 申込書を当社までご提出ください。**

お急ぎの方はFAXで **03-6911-2095**  
FAXで申込書をご送信ください。その後すぐ、申込書の原本をご郵送いただくことで迅速にご契約いただけます。  
※ご契約に際しては必ず「重要事項説明書(契約概要・注意事項等)」をご確認ください。

保険商品に関するご質問・お申込手続きについての  
お問い合わせははこちら！

## お客さま専用ダイヤル

**0120-77-2094**

営業時間 平日 0:00～17:00

※土日・祭日・年末年始はお問い合わせできません

**24時間・365日 事故受付OK!**

## 事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ

**0120-27-2094**

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただきます。

このダイヤルは、「賃貸のほけん(住居専用)」の補償を記載したもので、詳細につきましては、「重要事項説明書」または「契約のしおり」をお手元にご確認ください。お申込専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 **FIS**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階  
<http://www.flex-ins.co.jp>

## 賃貸住宅ご入居者様のための保険

火災・自然災害・盗難等で、

**大切な家財を失ったとき、  
生活再建の備えは万全ですか？**

## 賃貸のほけん・ワイド (住居専用)

自動更新制

3つの補償で幅広くサポート

家財補償

修理費用補償

賠償責任補償

賃貸住宅ご入居者様を  
様々なリスクから守ります！



株式会社 FIS

**フレックス少額短期保険**

関東財務局長(少額短期保険)第55号

# 賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償!

## 生活家財を補償

家財  
補償

生活家財に損害が生じた場合の損害額(再調達価額)

家財保険金額  
申込書に記載のとおり



1 家財が燃えてしまった!

火災 落雷 破裂 爆発



2 台風で屋根が壊れ、家財が破壊!

風災 雪災 ひょう災



3 泥棒に入られた!

盗難  
1事故につき 家財保険金額の10%限度  
現金・預貯金は20万円限度



4 水ぬれが起きた!

水濡  
給排水設備事故による漏水



5 車が家に衝突し、家財が破壊!

建物外部からの物体の  
落下 飛来 衝突 倒壊



6 洪水で家財が水びたした!

水災  
床上漏水による水濡損害  
1事故につき 家財保険金額の30%限度



7 外壁が破壊され、家財が破壊!

破壊  
壁じょう集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴力行為



8 雨漏りで家財が水びたした!

雨漏り  
※開口部からの吹き込み、浸み込み、  
漏入した場合は除きます。



9 1~8以外の偶然な事故

破損 汚損 等  
1事故につき 30万円限度  
免責金額(自己負担額)3万円

前述の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費も補償します。

臨時宿泊費用等保険金

1事故につき  
前払保険金額の20万円

前述の事故(③と④を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用・家財移動の費用や、生活必要品の購入費用を補償します。

残存物取片づけ費用保険金

1事故につき  
前払保険金額の10%

損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。

失火見舞費用保険金

1事故につき  
前払保険金額の20%

火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)

被害時転居費用保険金

1事故につき  
前払保険金額の20万円

前述の事故により発生した損害またはスマートフォン・カー被害によって借戸室に居住できなくなり転居した場合、転居先への引越費用を補償します。

※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

賠償責任  
補償

2つの賠償責任を補償  
自己負担額なし(免責金額ゼロ)

第三者への賠償責任  
1,000万円

第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、第三者にケガをさせたり、第三者の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。



階下に水ぬれ損害を与えてしまった。

大家さんへの賠償責任  
1,000万円

大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



借戸室で火災を  
起こしてしまった!

火災 爆発 水濡 破損 等

保険金をお支払いできない主な場合

家財補償

- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- 外出先で自乗車の盗難にあった場合等の損害

賠償責任補償

- 自動車運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する損害
- 故意による損害
- 設備の瑕疵・劣化またはそれに起因する損害

修理費用  
補償

下記の場合で賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自費で修理した費用

100万円

1事故につき  
100万円

1事故につき  
100万円

1事故につき  
100万円

1事故につき  
100万円

1事故につき  
100万円

1事故につき  
30万円

1事故につき  
30万円

1事故につき  
30万円







# カギのサポート

- ・カギをなくしてしまい鍵に入れない!
- ・盗難のカギの鍵が悪く開かなくなりました!

カギをなくしてしまったり、盗難で鍵が壊れてしまった場合は、鍵屋さんに依頼して新しい鍵を作ってもらったり、壊れた鍵を交換してもらったりする必要があります。また、盗難で鍵が壊れてしまった場合は、鍵屋さんに依頼して新しい鍵を作ってもらったり、壊れた鍵を交換してもらったりする必要があります。

# 家族の留守中のサポート

- ・帰宅しているはずの子供と連絡がとれない!

家族の留守中に子供が帰宅しない場合は、親戚や友人に連絡を取ったり、警察に連絡を取ったりする必要があります。また、子供が帰宅しない場合は、親戚や友人に連絡を取ったり、警察に連絡を取ったりする必要があります。

# 健康相談のサポート

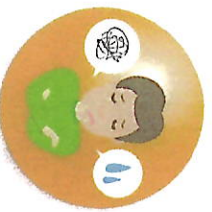
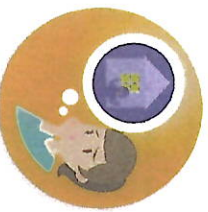
- ・病気に関する相談
- ・気になる症状の原因や対応
- ・近隣の病院紹介等

健康に関する相談は、医師や看護師のアドバイスを受けることができます。また、近隣の病院を紹介することもできます。

# 水まわり

## のサポート

- ・トイレがつかまって水があふれてしまった!
- ・トイレの水が流れない!
- ・台所の蛇口から水が漏れて止まらない!
- ・洗面所の配管がつかまってしまった...



# 家族の悩み相談

## のサポート

- ・育児に関する相談
- ・介護に関する相談
- ・食事・栄養相談

# 安心サポート

## お困りごとに幅広く対応!

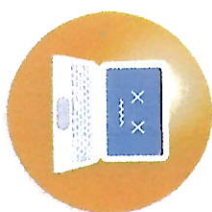
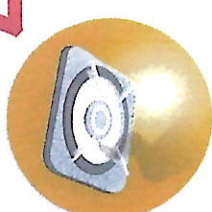
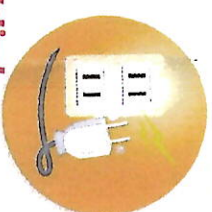
出張費及び60分までの作業費が無料  
入居者様の日常生活において起こりうる「様々なトラブル」や「困りごと」を電話1本で解決する、24時間体制の「トータルサポートサービス」です。



# ガラス

## のサポート

- ・遊んでいた子供が割ってガラスを割ってしまった!
- ・帰宅したらガラスが割られていた!
- ・窓ガラスにヒビが入っており危険...



# パソコン

## のサポート

- ・パソコンが立ち上がらない...
- ・ウイルスに感染したかも...

# 電気設備

## のサポート

- ・突然電気が切れてつかなくなりました!
- ・ブレーカーが落ちたようだがどうしたらいいかわからない...

電気設備のトラブルは、安全に作業する必要があります。また、電気設備のトラブルは、安全に作業する必要があります。

# ガス

## のサポート(電話対応のみ)

- ・ガスが出ない...

# 管球交換

## のサポート

- ・高齢のため転倒する危険があるので管球交換をお願いしたい...

## 緊急サポート

サービスの流れ  
24時間365日、コールセンターにて電話対応。



コールセンターへ電話します



SOS



専門業者がお問い合わせします!

## その他の有料オプションサービス

- 洗濯機・冷蔵庫の設置・移動サービス
- 不用品引き取りサービス
- 換気扇クリーニングサービス
- テレビの設置・設定サービス
- エアコンクリーニングサービス
- ハラスクリーニングサービス



CSPPお勤めの業者をご紹介

## コールセンター

## 外国語対応サービス

対応可能外国語



外国人のお客様に外国語で対応可能なコールセンターサービスです。お部屋のトラブル時に、三者通話による外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)での対応を承っております。

